

福島県工事実施証明書発行事務運用基準

(総則)

第1条 この要領は、福島県土木部が実施（受託工事を含む）するICT活用工事、週休2日工事（以下「対象工事」という。）における各要領に定める実施証明書の発行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実施証明書は、対象工事を実施し、その竣工検査に合格したことを証明する書類をいう。

(実施証明書の発行申請)

第3条 実施証明書の発行を希望する受注者は、竣工検査に合格後、別紙1に必要な事項を記入し、発注者（監督員が所属する公所等）へ申請するものとする。

(実施証明書の発行)

第4条 実施証明書の発行は、対象工事の発注公所長等（監督員が所属する公所長等）が行うものとし、第3条に定める申請書の受理後、対象工事の実績等を確認したうえで速やかに発行するものとする。

なお、本施行日より前に竣工した対象工事についても発行することができる。

(実施証明書の発行対象)

第5条 実施証明書は、対象工事の受注者に対して発行する。なお、受注者が共同企業体の場合は、全ての構成員に対して発行することができる。

(実施証明書の様式)

第6条 実施証明書は、別紙2および別紙3によるものとし、ICT活用工事実施証明書にはICT活用工種（土工・舗装工・浚渫工（港湾）の別）を明示するものとする。

(実施証明発行履歴の管理)

第7条 実施証明書を発行した履歴については、別紙4により公所等において適切に管理を行うものとする。また、発行した証明書の控えを保管しておくものとする。

(実施証明書の再発行)

第8条 発行済みの証明書については、再発行することができる。

附 則

この要領は、令和元年10月 1日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。